【令和2年9月24日時点】

津山市公共交通等運行継続助成金

公共交通は、新型コロナウイルス感染症の拡大のため移動自粛等が要請される中にあっても、市民の皆さんのライフラインとして運行・営業継続が求められています。
津山市では、市内のバス・タクシー事業者の皆さんにこれまでと変わらず運行を継続し、新型コロナウイルス感染症対策を充実していただくため、助成金を交付します。

① 対　象

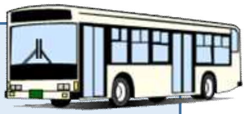

市内に本社又は営業所を有する「旅客自動車運送事業者」
（バス事業者、タクシー事業者（※福祉限定タクシー事業者を除く））

② 要　件

（1） 市内に本社又は営業所を有するバス事業者及びタクシー事業者
（2） 公共交通事業を引き続き継続する意思がある者
（3） 生活交通維持のため、津山市その他関係団体の要請に応じて、地域や会議等の論議に参画する意思がある者

③ 奨励額

【基礎配分額】と【台数配分額】の合計額を交付します。（ただし、上限100万円）

【基礎配分額】

（1） 市内に本社を置き、市内の営業所の車両登録が10台以上の事業者又は市内の路線バス事業を営んでいる事業者 … 40万円
（2） 市内に本社を置き、市内の営業所の車両登録が10台未満の事業者 … 20万円
（3） 市内に営業所を置き、市内の営業所に車両登録がある事業者 … 10万円

【台数配分額】

（1） 登録しているバス1台につき … 3万円
（2） 登録しているタクシー1台につき … 1万円

④ 申請に必要な書類

（1） 津山市公共交通等運行継続助成金交付申請書
（2） 企業概要書
（3） 運送事業に関する許可証の写し（営業許可証等）
（4） 登録車両一覧
（5） 登録車両の車検証の写し

※詳細は、津山市公共交通等運行継続助成金ホームページをご覧ください。

⑤ 申請期限

令和2年11月30日（月）まで

⑥ 申請先・問い合わせ先

津山市役所産業文化部商業・交通政策課 公共交通担当
〒708-8501 津山市山北520（東庁舎2階） TEL(0868) 32-2075
※受付・問い合わせは、平日の開庁時間（8:30～17:15）です。

公共交通等運行継続助成金